

1. 本学の一般教育

本学の前身、小樽高等商業学校は商業実務教育を目的とする学校であったが、建学の理念「広い視野を持つ実務に長けた品格ある実業人の育成」に謳われているように、官尊民卑の時代において、「その品格においても国民の上位を占むべき商業家」を養成することを目指していた。その結果、多くの優れた「智識徳望のある紳士」を産業界に送ることに成功し、高等商業学校としての本学の名を高めた。しかし、それとは別に本学の名を世間に知らしめたのは小林多喜二や伊藤整といった文学者であった。これは戦前本学に優秀な人材が集まっていたという理由の他に、多くの外国人教官による語学教育などを通して教養教育が、意識的にせよ無意識的にせよ、行われていたことも関係があるだろう。また商業実務が中心ではある専門教官の中であって、大西猪之介や手塚寿郎のように哲学や純粹理論を専攻するアカデミックな色彩の強い学者が出現したことも、本学の一般教育問題を考える上で、念頭におくべきことであろう。

以上本学の伝統が単なる商業家を育成することではなく、その教育に「教養」が彩りを添えていたことを指摘したが、本学に一般教育科目が本格的に導入されたのは、戦後の学制改革からである。新制大学へ昇格するにあたり、「広い教養と全人格的な人間形成を基礎とするよき市民」の形成という新しい教育理念が、本学にも他の大学と同じように導入されたのである。その結果、理念は「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる教養識見を備えた人格者の養成を目的とする」（学則第1条）というように改められた。人文科学、社会科学、自然科学という3分野が一般教養科目として設置され、戦前は開講されていなかった物理学、化学、生物学の自然科学系の3科目が設置された。さらに、政治学、教育学、歴史学などが新しい科目として導入された。大学発足当時の学則によれば、一般教養科目として、人文科学関係（哲学概論、倫理学、心理学、教育学、歴史学、文学、人文地理学）、社会科学関係（法学概論、社会学、政治学、経済学概論）、自然科学関係（数学、化学、物理学、生物学）があり、これ以外に外国語（英語、スペイン語、独語、中国語、仏語、露語）と体育（講義、実技）があった。そして、この中から最低50単位を修得することが要請されていた。つまり本学では、戦後になってから初めて、本格的な教養教育がスタートしたのである。

この科目の区分と種類は、若干の手直しはあるものの、基本的には変更されることなく今日まで至っている。近年の授業科目を見ると、人文科学系では、人文地理学が消え、文学が日本文学と外国文学（英、独、仏、中、露）に分かれている。また教育学は社会科学系の区分に移っている。社会科学系では、法学概論と経済学概論が商学概論、社会情報概論、数学とともに独立した科目区分の「基礎教育科目」の中に入り、発足当時にはなかった社会思想史が現在は開講されて

いる。そして44年前には「専門科目」の「一般専門科目」の中に含まれていた社会科学概論が、社会科学特別講義と名称を変えて社会科学系に入っている（ちなみに当時の「専門科目」は、「一般専門科目」と「特殊専門科目」とに分かれ、後者はさらに経済学科と商業学科に共通の科目と個別の科目に分かれていた）。自然科学系では、数学が基礎教育科目に移動したほか、自然科学概論が置かれている。

しかし、このような形で始まった一般教育は、一定の成果を生みながらも様々な問題を生じさせることとなった。その原因として、国立大学協会『教養課程の改革』（昭和63年11月）は、(1)新制大学発足時の諸状況 (2)施設・設備の不十分 (3)専門教育の重視と一般教育の軽視 (4)学問研究の高度化と専門分化の進行 (5)大学教育の大衆化、を指摘している(1-2頁)が、根本的な問題は、そもそも「教養とは何か」という問題が、わが国の戦後の社会の中で十分に検討され整理されてこなかったために大学教育における「教養」の位置づけが不明確であったこと、そのために、一般教育課程が大学に一律に導入されて個々の大学で質的な改善の努力が続けられながら、具体的な教育体制の改善に結びつけられがたかったことにあるのではないだろうか。

本学では、これまで一般教育の問題は断片的に議論されたことはあっても、組織的に議論されたことはなかった。^{注)}自己評価委員会は、一般教育を今回の重点項目として、各学科・系を一般教育の位置づけ及びあり方に関する自己評価の実施主体に指定し、点検評価作業を速やかに実施するよう依頼した。本報告は、各学科・系での検討結果を基に、自己点検評価としてまとめたものである。

注)これは公的な面では確かにそうであるが、昭和62年(1987年)に第1回の会合を開いて以来今日まで、多くの討議の機会を持った教官有志による「大学教育を考える会」の存在をここで指摘しておくことは重要であろう。この会は、大学が抱えている様々な教育問題を討議する場を全学の教官に提供した会で、30名以上の教官がこれに参加した。一般教育の問題は、この会合での主要な話題の一つで、専門教育との関連、少人数教育、学生像、カリキュラムの改革など多くの問題が話し合われた。その中でこの会で討議され実現したものとして、平成4年度から導入された1・2年次の「クラス制」をあげることができる。他方、教務委員会に提案されたが実現していないものとしていわゆる「初習者ゼミ」がある。

この会は現在は公的な制度改革が行われるようになったために、活動が休止しているように見えるが、そこで議論されたことは今回の各学科の自己評価や教育課程等検討委員会での議論の下敷になっているとあってよい。ただ残念なことに、そこでの議論は公的な形で残されていない。参加していない教官や学生にもこのような教官有志による議論が参照できるような手だてを考えることは今後の課題であるだろう。

2. 本学の一般教育の現状と問題点・その評価

本学のように、学問的性質を異にする学科・系から構成されている大学では、一般教育の位置づけ、あるいはあり方に対する認識が各学科・系で一致していないために、各学科・系から寄せられた一般教育の現状把握と問題点の認識には、大きな違いが見られた。しかし、これを全体として捉えて項目別に整理すれば、以下の4項目になるであろう。

(1) 一般教育の位置づけ

一般教育を専門教育の基礎教育とみるべきか、あるいは一般教養として位置づけるべきかについては、専門科目担当の立場と一般教育担当の立場では見解を異にしている。専門科目担当の側からは、これを「専門教育のための基礎教育」とみる傾向があるのに対し（特に経済学科）、一般教育の側からは、これを「幅広く深い教養を身に付けるための教育」と位置づける傾向にある。前者からすれば、従来の一般教育は専門科目との関連が稀薄であり、専門科目との有機的な結合を強く期待するとともに、「専門科目の基礎あるいは学問一般の基礎となる教育」が必要であるとみる。

このような認識の相違が生じるのは、一般教育科目がその両方の内容を含むためである。『大学の在り方の検討小委員会報告』（国立大学協会、昭和60年6月）は、一般教育が「教養」「共通」「専門基礎」の三つをその内容としていると指摘している（前掲『教養課程の改革』7頁）。本学では広義の一般教育科目の中に「基礎教育科目」が含まれているが、なお上の内容の「教養」に属すると考えられる狭義の一般教育科目を専門の基礎と見るのは何故だろうか。それはおそらく「教養」を専門と切り放すことができないからであろう。上記『報告』は、“教養”を

(A) 大学卒業生が普遍的にもっていると期待される教養

(B1) 専門との接触によって獲得される教養のうち、全ての専門にわたって共通に獲得されるべき教養

(B2) 専門に密接に関連した教養

とに分けている。この分け方によれば、社会科学系の一般教育科目は、本学の専門という観点からみると、明らかに(B2)に相当するであろう。それに対して一部の人文科学系と自然科学系の科目は、本学の専門とは直接関係のない教養になる。ここから議論は二つに分かれる。一つは、本学の専門とは関係の稀薄な教養科目はいらないとする立場である（これはある意味では一般教育無用論である。なぜなら専門と関係の深い一般教育科目は、教養とは呼ばず、専門と言えよいからである）。もう一つは、本学の専門には直接関係のない科目だからこそ必要だという立場を採ることである。専門に関係のある科目だけしか教えないのは、学生の多様なニーズに応えられないし、狭い視野でしかものごとを捉えられない人間を作ることになる、と主張される。前者

は専門の学科の一部から、そして、後者は一般教育から主張されている。

自己評価委員会ではこの問題になんらかの意見を述べることはしない。これは本学の今後の教育方針と密接な関係があり、将来構想の中で論じられるべき問題であると考えからである。しかし、いずれにせよ、教育課程全体における一般教育の位置づけの問題は、大学の理念や教育目標とも関連して最も基本的な問題であるにもかかわらず、これまで十分に検討されてこなかった。特に、この点についての認識が学内で一致していないことが大きな問題で、今後、将来構想委員会を中心に、本学の教育理念を議論し、方向づけを早急に明確にすることを要する。

(2) 一般教育科目の学年配置

一般教育科目の配当年次が、1・2年であることも、専門の側に一般教育科目を専門の基礎と見る傾向を強めているもう一つの要因である。また、学生も一般教育を専門教育の準備的段階と見がちで、そのために軽視する傾向がある。さらに従来の設置基準が「均等・分散」型の履修方式を義務づけていたために、科目選択の幅が狭くなり、学生の興味に応じた履修を困難にし、そのため早期の段階で学問に対する興味を失なわせるケースが多く見られた。その結果、学生は2年間で必要な単位を修得することだけに関心を払いがちで、入学当初にみられる積極的な学習態度を徐々に失なうことになる。

一般教育科目を1・2年次に設置しなければならないという根拠がどこからきているのかは詳らかではないが、配当年次科目の種類によるのではなく講義の内容に依存するものと思われる。基礎教育科目や各専門に共通する基礎的な一般教育科目（本学でこれに相当する科目は、現在のところ社会科学概論特別講義Ⅰ・Ⅱであるが、むしろこれに含まれるのは、論述作文、科学論文講読、情報処理といった読解力や表現力を養う基礎的学習能力を養成する科目である）であれば、早期に開講するのは妥当であるが、それ以外の一般教育科目については、一概には言えない。

他方、専門教育をできるだけ低学年から始めるべきであるとの声は、ほぼ全学科・系に共通してみられる。もしそうなら、専門教育を低学年から開始し、早くから専門科目に対する関心を喚起すると同時に、一般教育を4年間継続する工夫が採られることが検討されるべきではないだろうか。

(3) 一般教育の科目構成

現行の科目構成および内容の問題点として、専門学科の側から次のような指摘がある。

- ・一般教育が個別科目の単なる集積であるために、科目が相互に無関係に羅列的に設定され、教育課程全体に統一的、総合的視野が欠落していた。
- ・現在の一般教育の科目構成はいかにも平面的で、高度に複雑化し多様化した現代社会の要請に充分に対応しきれていない。また、大学自体が大衆化する中で、学生の関心も多岐にわたり、現在の科目構成では学生のニーズにも適切に応えることができないことから、勉学意欲を減退させ

ている面もある。

- ・講義内容が、専門的。（これは既に述べたように、一般教育に専門の共通基礎教育を期待していることから生じた指摘と思われる。「一般教育」と「教養」に関する理解を深め合うことが望まれる。）
- ・共通基礎科目として各学科から提案された科目は、例えば、論理学（社会情報）、文章表現（社会情報）、コミュニケーション論（商学）、システム論（商学）、コンピュータ実技（企業法）等。

一般教育科目の区分や種類については、この44年間、基本的には変更されることなく今日にまで至っている。一般教育を構成する科目は本来的にそれぞれ専門科目ともなりうる学問領域をもち、そこに存在意義をもつことはいうまでもないが、一般教育の担当者はその集成としての「教養」の概念に価値を認め、時代的な要請に応え、学際的な領域の拡大あるいは総合教育的な視点にも配慮しつつ、テーマの設定・教育方法の改善に種々の試みや努力を重ねて、学生に一定の理解と評価をえてきたことも確認しておく必要がある。そのうえで、この間、社会情勢、国際情勢、経済構造には著しい変化が見られ、大学が社会の中で果たす役割も大きく変化してきたことも認めなければならない。大学は大衆化し、学生の意識にも大きな相違がみられる。こうした現実を踏まえて、旧態依然に見える一般教育科目は、本学の教育理念、時代の推移、学生のニーズを十分に考慮に入れた上で、今の時点で根本的に見直す必要がある。

(4) 大人数教育の問題

学生数が増えるとともに、大人数教育の問題が深刻化してきた（ただしこれは基礎教育科目、2年次配当の専門教育科目にも共通して見られる）。平成5年度の履修状況をみると、1クラスの履修者が300人を越える科目は5科目あり、少人数のクラス（3科目）を除いて、平均すると1科目265名（受験者は207名）である。一つの問題は、教室の確保で、教室の収容能力を越えて履修者が登録されている科目は、5科目ある。もちろん学生の中には、履修の意思はないが一応履修届だけを提出したり、履修届を出しても必ずしも講義には出席しない場合もあるので、実際には講義ができないと云うわけではない（受験者数で見ると、教室の収容能力を上回っているクラスは1科目だけである。もっとも、これは座席が確保できず、授業を受けられないために出席意欲を喪失したことにも原因があるかもしれないので、受験者数でみることは危険である）。この問題は、数年前からの教務委員会の懸案事項であった。他の科目も含めて、なんらかの対策が講じられることが望まれる。

しかし、大人数教育のより深刻な問題は、その教育効果である。大教室での大人数教育は、学生に対するきめ細かな指導を困難にし、学生の勉学意欲を失わせる等の問題を生じさせることになるのは確かである。一般教育でも大講義を避けるために2クラス開講にしたり、そのうち1クラスはいわゆるゼミ形式にするなど大人数の弊害を除去するために工夫も行われている。しかし、

全部の講義がそのようになっていないし、不十分であることは否めない。

1・2年生に対する少人数教育の一つの形式として、ゼミナール（プレゼミ、基礎ゼミなど）を開講している大学は多いが、本学では上に挙げた一般教育教官の自主的な設置や数年前に専門教官によって自主ゼミが開講されたことがあったが、制度としてはまだ導入されていない。本学の専門のゼミナール（研究指導、演習）は、長い伝統（昭和6年から開始）、1ゼミ当りの人数の少なさ、卒業論文の提出の義務、演習時間の長さなどの理由によって、他の規模の大きな大学に比べるときわめて大きな教育効果をあげてきたと誇りうる。1・2年次にゼミナールを導入する場合には、専門のゼミと同じような成果を期待するのは難しいが、全学的な問題として検討を要する課題である。

以上結論を述べれば、大人数教育がきめ細かな教育の妨げになっていることは、一般教育のみならず、本学の教育課程全般についていえることである。また、少人数による密度の高い教育を実施することは、本学のような小規模大学ならではのメリットでもあろう。少人数教育実現のためには、科目設定・授業時間割上の工夫、新科目の導入等の他、学生の科目履修方法の再検討（履修届数に上限を設ける等）といった改善策が緊急の課題である。

3. 一般教育に関する自己点検評価のまとめ

以上のような自己点検評価の結果、本学の一般教育にはいくつか問題点があることが明らかになったが、今後はその改革へ向けての努力がなされなければならない。改革を考える際に、上述の問題以外に次の点を考慮にいれなければならない。(1)学生の勉学への意欲をどのようにして喚起するか。とりわけ本学の場合には第2志望入学の学生の比率が相対的に高いので、教育的指導が重要な意味を持つ。(2)教官の教育改善への意欲をどう活かすか。一般教育の教官の場合は具体的に可能な努力を払っても、専門学科の専攻学生に対するような教育面でのフィードバックのシステムが保証されていないという問題をどう改善するか。また専門の教官が一般教育科目や基礎ゼミを担当する場合は、教育負担の問題をどうするか。改善のための工夫が必要であろう。

改革の基本的な方向は、上述の各項目の評価を踏まえ、本学の将来、社会の要請、学生のニーズ等を総合的に考慮して検討する必要があるとしても、ここではさしあたって以下の点を指摘し得る。

- ・ 本学の教育理念・教育目標を、将来構想委員会を中心として早急に明確にすること。
- ・ 一般教育の抱える問題を解決し、時代の要請に適切に応えるために、教育課程等検討委員会において、抜本的な改革案の策定を急ぐこと。
- ・ 全学的に一般教育問題についての認識を深め、専門教育との連携を保ちながら教育課程全体の見直しを目指す協力体制の確立をはかること。

4. 専門学科の語学教育・保健体育に対する点検評価

『小樽商科大学の自己評価（中間報告）』（平成5年6月30日）に次いで、学科・系が自己評価の実施主体として自学科について点検・評価することになったが、中間報告では除いた語学教育・保健体育に対して、専門学科による点検評価もあわせて実施したので、指摘された問題点をここでまとめておきたい。

語学教育は旧小樽高商以来重視され、実用英語の分野において強力な教授陣を誇り、伝統的に本学の教育を特色づけてきたことは自他ともに認めるところである。外国語科目は、平成3年10月の大学改組を機会に、一般教育等の外国語系から省令施設の「言語センター」に改組され、語学教育の伝統をより充実させ、さらに本学教育における国際化の要請にも応えるために態勢を整えつつある。

また、保健体育は従来の大学設置基準では講義および実技4単位の必修科目であり、実技教育は本学のおかれている環境を考慮して、本学にふさわしい特色ある体育実技を、少人数教育によってきめ細かに指導してきた。そのため教官の補充や増員にあたっては保健体育の科学性を配慮して教授陣の充実に務めてきた。しかし、大学設置基準の大綱化によって、必修・選択のいずれの科目とするかは大学の自主的裁量に任されることになり、保健体育の在り方を根本的に見直すことが必要となった。

ここに、新大学設置基準にともない、本学のあるべき教育を追求する見地から、語学教育・保健体育をどう位置づけるべきかについて、他学科（各専門学科）からの点検評価が示されたものである。それは語学教育・保健体育の今後に対する期待や要望を内容とするものであり、本学教育の新たな発展の方向を考えるための重要な問題を含んでいる。

(1) 語学教育に対する点検評価

本学は小樽高商設立以来語学教育を重視し、後年「北の外国語学校」と称されたことがあるように、その充実ぶりはつとに知られたところである。新制大学移行後もこの伝統は受け継がれ、外国語科目および教官の充実、言語センターの設置に代表される施設面での整備に力が注がれてきた（第4章言語センター参照）。

そのために、本学における語学教育が「一方で実学すなわち現代社会の実業に役立つ学問にポイントを置きながら、他方で『広い視野』とか『品格』に留意しており、人間性の陶冶をないがしろにしていない」（企業法学）という良き伝統を守っているところに意義を認め、外国語教育が優れて充実しており、「その伝統は今後も引き継がれるべきであろう」（経済）と、各専門学科による評価は高い。

しかし既に触れたように、専門科目担当の側からは一般教育を「専門教育のための基礎教育」とみて、専門科目との有機的な関連を強く期待する傾向があるが、語学教育に対する要望はさら

に具体的で、高度な「内容を大学教育の場で一般教育として浸透させることができるかどうか。言語学専門の大学教育によらなければ難しいのではないか。—専門教育と平行的な言語教育はどの程度でどのような質のものであるべきかが検討されてよい」（企業法学）という見解に代表されるように、本学のような社会科学系単科大学の教育課程における外国語教育は、専門教育との関連性が十分に配慮される必要がある、という指摘が多い。この観点からの点検は、次のような二つの柱を内容としている。

- 1) 本学の教育体系の中で語学教育をどう位置づけて考えるか。
- 2) 国際化社会の担い手となる人材育成のため、本学の語学教育にいかなる役割を期待するか。

語学教育と専門教育との関連性については、小樽高商時代の語学教育が商業の専門教育に位置づけられ、以来商業英語・英語による専門教育など実践的な語学教育に特色を有したが、この意義は顧みられるべきで（商学・経済）、さらに国際化の進展しつつある現状では一層語学教育と専門教育の連携を重視し、

- ・ 社会科学的な題材（教材）を採用し、実務的な内容、専門教育に役立ち、専門科目の修得に適する語学力（社会情報・企業法学）

- ・ 英文雑誌の読解・ビジネスレターの作成・ビジネス英会話など国際的なコミュニケーション手段としての語学、「使える英語」教育の充実強化（経済・商学）

- ・ 特殊化した学科についての国際的な知識がますます必要となっており、専門書を読みこなし、自己の見解を表現できるような専門と語学の総合力（商学・企業法学）

を要求する意見が大勢を占め、さらに、

- ・ 教育的効果の面を考えても、学生の意欲にも問題があるが、専門教育との関連が強ければ、単純な語学軽視（単位取得のために訳だけを覚えるというような）にはならないと思う。語学教育と専門教育の連携の強化が必要である。また、大学院（特に他大学の）進学に関わって、英語以外の外国語が必要であることを指導してほしい（社会情報）。

など、各専門学科はそれぞれ自学科に即応するような語学教育を求め、その指導體制についても、

- ・ 専門科目の教官が外国書講読や初習者ゼミなどで専門書を教材にして専門用語の解説をすることも効果があると考えられる。ただし、その場合、教官の授業負担も考慮しなければならない。だが多様な語学に対するニーズを商学科が自前で満たすことは不可能である。語学の専門研究者が商学教育との関連を意識しながら語学教育にあたることを要望したい（商学）。

- ・ 専門に関する語学教育として、商業英語や原書購読を当該学科で行う意見もあるが、専門学科内の教官拡充が困難である以上、これに対応できる学内的仕組みが必要であり、その役割を語学教育に期待している（社会情報）。

など、専門学科が自学科の責任において解決できる面のあることを示唆しながらも、主として自学科の授業負担を理由に語学教育に期待をかけているが、専門学科がそれぞれ要望する内容に語

学教育の担当者が応えることは現実的に可能であろうか問題になるところである。その他に、次のような意見もある。

・現在外国語科目の必須単位数を20と定めているが、学生の教科選択の自由を増加させるためにこれらはさらに減らすべきではないか（企業法学）。

他方、言語センターは語学教育の位置づけと専門教育との関連について「第4章言語センター」に述べているので参照してほしいが、そこでは語学教育の基本方針を、

- 1) 学生に複数の外国語を習得させ、真の意味でバランスのとれた国際化に寄与すること
- 2) 専門教育における外国語能力の必要性がますます高まるのに対応して、学生の外国語能力の全体的な水準向上を追求すること

に置き、専門教育との提携の問題については、「言語（外国語）の習得を目指している段階においては、コミュニケーション能力を中心にしたバランスのとれた語学能力の涵養が重要であるから、性急に実用性や速効性を求めてアンバランスに陥らないように配慮しなければならないであろう」と述べ、本学の教育に責任をもつ一般教育・語学教育・専門教育の役割について、「大綱化」の趣旨をふまえて専門・非専門の枠にとらわれることなく、「一般教育（含体育）が市民・人間教育をめぐる諸課題を担い、専門教育が職業活動のための社会科学的・実務的基礎教育をめぐる諸課題を担い、そして外国語教育が前二者双方と結んで、異文化コミュニケーションにかかわる市民・人間的言語教育と、やはり異文化コミュニケーションにかかわる科学的・実務的言語教育とを担う」という「相互補完的な構想」の中に求められるとしている。

(2) 保健体育に対する点検評価

本学教育における保健体育科目の位置づけについては、「人間形成の上でも重要な役割を担っていると思われる」（言語センター）という基本的な認識をはじめとして、「学生自身の健康管理、生涯体育や健康問題についての社会的関心の高まり」（経済）が見られ「企業で管理者の保健管理は重要な課題」になっているという現実認識から「大学教育における健康教育の必要性」（商学）を指摘するなど、保健体育の役割と必要性について一定の評価が与えられているが、全学的な合意を深めるために「保健の講義の必要性はどこにあるのか明確な位置づけがなされるべきである」（社会情報）という指摘もある。

保健体育科目の単位を従来どおり必修とするか、選択とするかをめぐって、「保健体育の講義は別としても、実技を全学生に一律に必修として課することについては問題があるのではないか」（経済）とか、「健康教育の必要性とそれが制度として必修であることは、必ずしも一致しない」し、「疑義をはさむ意見が少なくない」（商学）など再検討を求める指摘が認められ、さらに「専門科目においても選択の幅を拡大するなど必修が減少していく中であって、保健体育だけが必修である必要はない。単位取得についても一般教育の単位に含めることでも良い」（社会情報）「選択科目にすべきで」「卒業所要単位科目としても認める必要はない」（企業法学）

という意見もある。

選択科目にすべきであるという意見の中には、「実際の運用上種々の問題があると思われるが、体育実技の実技を真に必要としている学生に対して有効なものとするための工夫がありうるのではないか」（経済）とか、「人数が少なければ質の濃い教育ができるであろう。」（企業法学）という教育的効果を考慮に入れた指摘があり、「必修・選択は別にして、従前よりも多様性を持たせ、種目等の選択の自由度を増してみるのも、学生の側からの魅力という点で大きな改善になるのではないか」（言語センター）という改善への要望もある。

また、保健体育の必要性を認めることと、それを保健の講義に限ったり、実技を必修として課することに「問題」や「疑義」があると指摘することとの乖（かい）離は、何に由来するのであろうか。その肝要な点について「問題」「疑義」があるというだけでは説明が不十分で、具体的な理由が示されなければなるまい。そのことによって、他学科の意見と保健体育担当者の教育観、双方の事実認識の間にある隔り・食い違いにも了解点を見出すことができるであろうし、問題点も明らかになって改善のための検討を深めることも可能となるであろう。ただ、「卒業所要単位科目としても認める必要はない」という考えは、保健体育科目をはじめから卒業の要件からはずして、大学教育における保健体育そのものを否定することになるもので、これには相当の根拠が示される必要があるのではないだろうか。

保健体育に対する各専門学科の点検評価は、どちらかというとな積極的な評価とは言いがたい。その評価の根底に、教官自身が学生時代に体験した保健体育の講義および実技に対する評価がもし関わっているとしたら、本学の保健体育の実際をよく認識した上で点検し、教育的な観点に立って今後どうあるべきかを提起することが望ましいと思われる。

保健体育の自己評価は、一般教育の自己評価の中で述べられている（第4章一般教育等）が、平成4年8月に保健体育担当教官がまとめた全学教官向けの文書『小樽商科大学における保健体育授業の展開について』も、本学における保健体育を考えるための基礎的な資料である。その骨子を要約すれば、

- 1) 昭和24年以降の必修制度下に往々にして見られた非科学的・非教育的な「多人数教育や持ち時間消化型授業」に対して、本学の保健体育教官は厳しい批判的立場をとり、長年にわたって少人数教育の体制を築きあげ、きめ細かな指導の実践により一定の効果をあげてきた。
- 2) 大学改組にともない、平成4年度から新しい発想による実技のコース制、保健体育理論における医学と体育による総合的な健康教育と健康管理の教育を実施しており、心身両面のバランスのとれた教育によって心身ともに健全な人間を育成し、活力（行動力・実践力）に満ち、広い教養と専門的知識と技能を身につけて社会に貢献できる全人教育を目標としてきており、本学における基礎教育科目として全学生（1・2年次）を対象に必修とすべきであると考えている。

3) 本学教育における保健体育の教育体制については、さらに積極的な改革、教育の質的転換、時代のニーズに対応する内容およびカリキュラムの検討が必要（優秀な指導者の確保が不可欠）であろう。

という内容であり、保健体育に対する点検評価にあたっては、十分に考慮されるべきであろう。

(3) ま と め

今回の語学教育・保健体育についての点検評価は、専門学科から一方的に示されている段階であるから、この結果を承けて語学教育・保健体育の見解も示されることであろうが、本学の改革の方向を探るためにはまず当該科目に対して全学的に共通の認識をもつことが不可欠の前提であろう。

以上の他学科（専門学科）による点検評価の結果については、前節「一般教育に関する自己点検評価のまとめ」で指摘したところと基本的に変わるところはない。

すなわち(1)本学の教育理念・教育目標を早急に明確にすること、(2)一般教育と専門教育が有機的な関連性をもって、時代の要請に適切に応えるために抜本的な改革案を策定すること、(3)語学教育・保健体育については、早急に全学的に相互の理解を深め、本学の発展の方向を教育課程の上に実現するように努めること、である。